

第9回延岡市農業委員会会議録

(令和3年3月26日)

1. 開催日時 令和3年3月26日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5		6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 23名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 58 号 農地法第3条 賃借権の設定について
 議案第 59 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 60 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
 議案第 62 号 農地法第4条の許可申請について
 議案第 63 号 農地法第5条の許可申請について
 議案第 64 号 非農地証明願いについて

- 報告第 33 号 農地法第4条の届出について
 報告第 34 号 農地法第5条の届出について
 報告第 35 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 36 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 11 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	甲 斐 啓 二	農政係長	竹 内 祐 子
主任主事	永 友 孝 生	主任主事	興 梶 康 大	主 事	永 倉 由 貴
嘱託職員	中 田 慎 弓	北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一
北川産業建設課 副総括主任	茂 世津代				

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第9回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数 19 名中 17 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 10 番 安藤重徳委員と委員番号 11 番 矢野光一委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 58 号 農地法第 3 条賃借権の設定についてから議案第 64 号 非農地証明願いについてまで、議案 7 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっています。それぞれ議案書の確認をお願い致します。 それでは、議案第 58 号 農地法第 3 条賃借権の設定について提案致します。整理番号 1 番と 2 番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
山田推進委員	推進委員の山田です。整理番号 1 番と 2 番について、借人が同じ方なので、2 件続けて説明します。 1 番は、所在が野地町の現況地目は田、面積 426 m ² 、貸人は野田在住で、借人は野地町在住の方です。状況が 3,409 m ² 、労力人は 5 人、理由は、従前耕作者変更に伴う再設定となっております。 2 番目は野地町の田 3 筆で、合計 2,983 m ² 、貸人が野地町在住、借人は 1 番と同じ野地町在住の方です。これも従前耕作者変更に伴う再設定となっております。 3 月 22 日に甲斐委員と 2 人で現地調査に参りました。1 番、2 番とも全部田で、田んぼ自体も全部整備されておりますので、何ら問題はないと思われま。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号 3 番について、17 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。
片伯部委員	17 番の片伯部です。整理番号 3 番について説明致します。 所在は別府町、地目は田の 1 筆、面積 1,011 m ² 、貸人は恒富町在住、借人は柚の木田町の株式会社で状況は 15,762 m ² 、労力人 7 人、理由は経営規模拡大ということです。 3 月 24 日に借人の株式会社の従業員、横山推進委員、そして私の 3 人で現地調査を行いました。現地の田は、周りが借人の株式会社が受託（小作）作業をしている田に囲まれている状況でした。用水路も排水路もしっかりしております。ただ道路付きなので、道路の草の生える箇所はきれいに管理するようにお願いしましたら、それは毎年やっておりますので間違いありませんと回答を頂きました。ヒノヒカリを作りたいということで、地域との調和要件も何ら問題ないと思われま。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。
議長	続きまして、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページから 3 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 7 号につきまし

	<p>ては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、整理番号1番及び2番の賃借権の設定理由につきましては、これまで借り人の父が権利設定を行い耕作されていましたが、父が亡くなられ、その後、農業後継者である今回の借り人が再度、賃借権を設定することとなったものでございます。以上でございます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問がある方はお願いします。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認します。</p> <p>続きまして、議案第59号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。</p> <p>整理番号1番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。</p>
井本委員	<p>委員番号2番、井本です。整理番号1番についてご説明致します。</p> <p>所在は北川町、畑1筆、田9筆の計5,178㎡です。譲渡人は佐伯市在住の70代の方、譲受人は北浦町在住の40代の方です。</p> <p>3月24日に私と、矢野推進委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。今まで畜産農家の方が耕作しておりましたので、譲受人も牧草を作り、その畜産農家にとって貰う予定だそうです。既に畜産農家の方とも話し合いができており、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号2番について、甲斐詳三農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
甲斐(詳)推進委員	<p>推進委員の甲斐です。整理番号2番について説明致します。</p> <p>所在は北方町、畑1筆、田1筆、合わせて2筆4,404㎡です。譲渡人は延岡市内在住の70代の方と宮崎市在住の60代の方で、それぞれ2分の1の共有持ち分となっております。譲受人は北方町在住の70代の方です。</p> <p>3月20日に譲受人、緒方委員、私とで現地調査を行いました。譲受人の経営規模拡大のための所有権移転で、隣接する境界は明確で何ら問題はなく、また地域との調和要件も問題はないと思われま。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>続きまして、整理番号3番と4番について、委員番号15番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p>
菊池委員	<p>委員番号15番の菊池です。整理番号3番及び4番について説明を申し上げます。</p> <p>譲受人が同じ方ですので一緒に説明致します。</p> <p>まず、整理番号3番は、所在が北方町、畑1筆418㎡、譲渡人は北浦町在住、譲受人は</p>

	<p>北方町在住の方で、理由は経営規模拡大となっております。</p> <p>整理番号4番は、所在が北方町、畑1筆1,999㎡、譲渡人は宮崎市在住の方、譲受人は3番案件と同じです。理由はこちらも経営規模拡大ということです。</p> <p>3月21日に譲受人と甲斐正太郎推進委員と私とで現地調査を行いました。3番、4番案件とも地域との調和要件は問題ありません。3番に関して、譲渡人は元々北方町在住で、相続でこの土地を取得したそうです。北浦町から通うのも大変な事で今回の話になったようです。</p> <p>4番は譲渡人が宮崎市在住の方ですが、お母様が北方に住んでおられまして、この土地は前から譲受人が茶畑として利用されているようです。管理もきれいにされておりまして。譲受人は農業に対する意欲も十分で何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の4ページから7ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問がある方はお願いします。
	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして、議案第60号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	<p>はい。それでは議案第60号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は7ページから22ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>契約内容につきましては、5年間又は10年間の使用貸借権及び賃借権となっております。</p> <p>この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。</p>
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問がある方はお願いします。

	<p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
	<p>続きまして、議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は所有権移転分です。なお、整理番号 3 番につきましては、久富喜良推進委員と関連がございますので、久富委員の退席後の審議とします。それでは整理番号 1 番と 2 番について事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分の整理番号 1 番及び 2 番についてご説明致します。議案書は 24 ページになります。</p> <p>初めに、整理番号 1 番につきましてご説明致します。農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は無鹿町の田 3 筆、計 2,250 m²の所有権移転となっております。譲受人は無鹿町を中心に農業をされている方で、今回取得する農地は、所有農地に隣接する農地であり、一体的に利用することで経営規模を拡大し、水稻を作付けする計画となっております。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>次に、整理番号 2 番につきまして説明致します。農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は塩浜町の田 1 筆、1,010 m²の所有権移転となっております。譲受人は沖田地区での担い手として位置付けられており、水稻を中心に水田農業をされている農業者で、今回取得する農地は、自己所有農地に隣接する農地であり、水稻を作付けする計画となっております。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問がある方はお願い致します。</p>
	<p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認します。</p>
	<p>続きまして、整理番号 3 番について、審議を致します。久富推進委員の退席をお願い致します。</p>

	<p>(久富委員が退席する)</p> <p>それでは整理番号3番について事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第61号 農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分の整理番号3番についてご説明致します。議案書は同じく24ページになります。</p> <p>農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は無鹿町の田1筆、403㎡の所有権移転となっております。譲受人は水稻を中心とした農業者ですが、今回取得する農地は所有農地の隣接農地であり、一体的な利用により経営規模を拡大する計画となっております。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問がある方はお願いします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 久富推進委員の入室をお願い致します。</p>
	<p>(久富委員が入室する)</p>
星川委員	<p>続きまして、議案第62号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番及び2番について、委員番号12番 星川千鶴代委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号12番の星川です。</p> <p>整理番号1番について説明致します。農地の所在は北浦町、畑3筆の計1,407㎡です。申請人は北浦町在住の方で、転用の理由は木材加工工場の追認申請となっております。申請人の父が昭和52年に転用していましたが、相続して分かったとのことです。</p> <p>3月24日、私と小野推進委員、事務局、県の担当者と申請人で現地調査を行いました。現状維持で木材加工をしていく意向とのことです。併設した事務所のトイレの浄化槽も完備しています。この農地の周辺は山林で営農への支障は特に問題ないと思われれます。</p> <p>次に、整理番号2番について説明致します。農地の所在は北浦町、田1筆で335㎡です。申請人は整理番号1番と同じ方です。相続して分かり、今回の追認申請となりました。平成3年に父が縫製工場を始め、工場と倉庫として使用していたが、他界後は申請人が倉庫・駐車場として使用しています。</p> <p>3月24日、私と小野推進委員、事務局、県の担当者と申請人で現地調査を行いました。この土地は国道と川に挟まれ、近くに農地が無いので、営農への支障はないと思われれます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号3番について、委員番号19番 佐藤純子委員より説明をお願い致します。</p>
佐藤委員	<p>委員番号19番の佐藤です。整理番号3番についてご説明致します。所在は松山町、畑</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>1筆の135㎡です。申請人は松山町の方です。申請理由として農業用倉庫の追認となっております。</p> <p>3月24日に私と黒田（啓）推進委員、事務局と県の担当者と申請人で現地調査を行いました。この場所は自宅に隣接しており、昭和36年頃から牛舎として使っておりましたが、牛舎としての使用をやめて農業用倉庫に使いたいということでした。何も支障はありませんので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。</p> <p>はじめに整理番号1番及び2番につきまして、ご説明致します。農地区分は2種農地となっております。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>次に一般基準の判断ですが、整理番号1番につきましては、既に木材加工工場へ転用済みとなっております。また、整理番号2番につきましても倉庫・駐車場への転用済みとなっている追認申請ですが、始末書なども提出されており、周辺農地への影響も無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号3番につきまして、ご説明致します。整理番号3番の農地区分は周辺に農地が広がっており第1種農地となっております。第1種農地の転用につきましては、原則不許可となっておりますが、転用申請面積が既存施設の面積の2分の1以内であれば転用できる例外規定があります。</p> <p>この案件は、転用申請面積が、転用申請地の隣の既存施設となります宅地の面積の2分の1以内になりますので、この例外規定に該当し立地基準に問題はありませんでした。</p> <p>次に一般基準の判断ですが、申請地は既に農業用倉庫への転用済みとなっている追認申請ですが、始末書なども提出されており、周辺農地への影響も無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p>
<p>山田推進委員</p>	<p>続きまして、議案第63号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号1番及び2番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p> <p>推進委員の山田です。整理番号1番について説明致します。所在地が大貫町、地目は畑の1筆、面積は274㎡です。譲渡人は野田町在住の方、譲受人は公共団体です。3月24日に、県の担当者2名、事務局2名、私の5名で現地調査を致しました。場所は市民体育館に近く、地目は畑となっておりますが、この辺りは一面コンクリートで覆われております。県体育館建設に伴う駐車場ということで申請が上がっております。</p> <p>続きまして、整理番号2番について説明致します。所在が大貫町、地目は田の3筆、合</p>

議 長	<p>計面積が 223 ㎡です。それぞれ譲渡人 3 名は野地町、長浜町、天神小路在住の方です。譲受人は 1 番と同じ公共団体です。こちらも県体育館建設に伴う駐車場で、31 ページの地図では市民体育館を挟んで 1 番案件と反対側の場所になります。3 月 24 日に調査を致しましたが、現況は竹藪となっています。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
松田 (宗) 委 員	<p>次に、整理番号 3 番について、委員番号 3 番 松田宗史委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 3 番の松田です。整理番号 3 番について説明致します。所在は舞野町、地目は畑 1 筆の地積は 499 ㎡です。使用貸人と使用借人となっていますが、2 人は親子で、親の土地の一部を貸して息子さんが家建てたいという事です。息子さんは農業後継者です。3 月 24 日に私と松田推進委員、県の担当者、事務局職員と現地調査を致しました。ここは第 1 種農地ですが、隣接した住宅もあり、農業集落排水への接続も出来るなど、特に問題はないと思います。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 4 番について、委員番号 7 番 松田純二委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 7 番 松田です。整理番号 4 番について説明致します。所在地は尾崎町の畑 2 筆の計 238 ㎡です。譲渡人は尾崎町在住の方、譲受人は土々呂町在住の方で 2 人は親子関係です。この土地に譲受人が住宅を建てるということです。3 月 24 日に、私と遠田推進委員、県の担当者、事務局、譲渡人の 6 人で現地調査を行いました。この土地は隣接地との境界が明確であり、周辺農地への営農上の支障はなく、特に問題はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 5 番について、委員番号 12 番 星川千鶴代委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 12 番の星川です。整理番号 5 番について説明致します。農地の所在は北浦町、田 1 筆 234 ㎡です。譲渡人は北浦町在住で譲受人は北浦町在住で建設業をされています。平成 13 年に転用し、倉庫・資材置場として使用しています。相続して農地である事が分かったため、今回の追認申請となっております。3 月 24 日に私と小野推進委員、事務局、県の担当者と譲受人で現地調査を行いました。この土地の周辺農地は、非農地証明願いの申請が出されており、営農への支障はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>最後に、整理番号 6 番について、委員番号 19 番 佐藤純子委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 19 番の佐藤です。整理番号 6 番について説明致します。所在地は小峯町、田 2 筆、合計 893 ㎡です。譲渡人は小峯町在住の方で、譲受人は水道工事の業者です。理由として資材置場となっています。3 月 24 日に私と黒田 (啓) 推進委員、事務局、県の担当者と、譲受人の代理人と本人で現地調査を行いました。33 ページの地図を見ていただくと、この土地は農免農道に面しており、手前の箇所はしっかりとした用水になっており、この面はぎりぎりまで埋め立てずに法面にして埋め立てるということになっています。ここは資材置場になる計画ですが、土砂などを運んで埋め立てる予定となっているそうです。周りに農地はなく、支障はないものと思われますので皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>

事務局	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。</p> <p>初めに、整理番号1番及び2番につきましてご説明致します。整理番号1番と2番につきましては、第3種農地となっています。第3種農地の転用につきましては、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>次に、一般基準の判断ですが、申請地の周辺には農地は殆ど無く周辺農地への営農の影響は無いと判断しました。また、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、支障なしとの判断がなされており、今回の転用実行者は延岡市土地開発公社で宮崎県体育館整備に伴うもので、転用の実効性や資力、転用の計画は妥当であると判断し許可相当と判断致しました。なお、整理番号1番につきましては、既に駐車場への転用済みとなっていますが、始末書なども提出されており、周辺農地への影響も無く許可相当と判断致しました。</p> <p>県体育館整備事業に伴う駐車場整備については、延岡市土地開発公社が令和3年度から毎年度の事業計画に基づき行うもので、今後、この事業計画に基づき農地転用の許可申請が行われる予定です。</p> <p>続きまして、整理番号3番につきましてご説明致します。農地区分は周辺に農地が広がっており第1種農地となっています。第1種農地の転用につきましては、原則不許可となっていますが、申請地の周辺に住宅があり、集落接続の例外規定に該当しますので、立地基準に問題ないと判断しました。</p> <p>一般基準の判断ですが、申請に伴い道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、支障なしとの判断がなされており、転用の実効性や資力、転用の計画は妥当であり、周辺農地への影響は無いと判断し許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号4番から6番につきましてご説明致します。農地区分は2種農地となっています。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>一般基準の判断ですが、整理番号4番及び6番につきましては、申請に伴い道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、支障なしとの判断がなされており、転用の実効性や資力、転用の計画は妥当であり、周辺農地への影響は無いと判断し許可相当と判断致しました。</p> <p>整理番号5番につきましては、既に倉庫・駐車場へ転用済みとなっている追認申請ですが、始末書なども提出されており、周辺農地への影響も無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
片伯部委員	<p>はい。片伯部委員。</p>
片伯部委員	<p>はい。委員番号17番の片伯部です。整理番号6番について質問致します。ここは産業廃棄物とかを埋めるということはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、お答えします。それに関しては、産廃法の関係もありますので、適正な土砂で盛り土をするということです。高低差が、高いところで1mくらい、低いところで30~40cmくらい、道路高と同じ高さには合わせないと車両の乗り入れもできないと言われていたもので、それに関しては道路管理者との協議も行われるということです。そのあたりは確認も取れています。</p>
議長	<p>片伯部委員、よろしいでしょうか。</p>
片伯部委員	<p>はい。わかりました。</p>

議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>無いようですので、ただ今、出されました片伯部委員の意見につきましては、意見書に記載の上、県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 64 号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 12 番 星川千鶴代委員より説明をお願いします。</p>
星川委員	<p>委員番号 12 番の星川です。整理番号 1 番について説明致します。農地の所在地は北浦町、田 2 筆、合わせて 1,695 m²です。申請人は延岡市内に在住の方で、申請地は 10 年以上耕作放棄されています。</p> <p>3 月 24 日、私と小野推進委員、農地部の大戸委員、申請人の代理人の方と現地調査を行いました。状況写真として資料が配布されていますが、現地は川沿いで竹がかなり生い茂り、農地として利用できないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認を致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。次に、報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明致します。</p> <p>はじめに報告第 33 号 農地法第 4 条の届出についてご説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっています。議案書の 39 ページに記載しておりますが、5 件の届出があり、田が 3 筆の 1,620 m²、畑が 2 筆の 392 m²、合計 5 筆の 2,012 m²の転用となっております。</p> <p>報告第 34 号 農地法第 5 条の届出についてご説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。議案書の 41 ページから 43 ページに記載しております。全部で 13 件の届出があり、田が 2 筆の 808 m²、畑が 11 筆の 3,565 m²、合計 13 筆の 4,373 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の 45 ページから 48 ページに記載しております。全部で 18 件の届出があり、田が 33 筆の 26,376 m²、畑が 4 筆の 3,096 m²、合計 37 筆の 29,472 m²の合意解約となっています。</p> <p>最後に、報告第 36 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。議案書の 50 ページから 52 ページに</p>

	<p>記載しております。全部で6件の届出があり、田が14筆の9,047.59㎡、畑が20筆の7,459㎡、合計34筆の16,506.59㎡となっています。</p> <p>この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは次に、協議第11号 農用地利用配分計画（案）について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは協議第11号 農用地利用配分計画（案）について説明致します。こちらは先ほど議案第60号で決定した中間管理機構分の配分計画（案）となります。個別案件が記載されており、20名の出し手から計49筆、35,867㎡の農地を個人10名、2法人へ配分する計画となっております。</p> <p>次に、沖田第一地区での集積の取り組みについてです。こちらは2名の出し手から計4筆の3,593㎡を1名の方に配分する計画となっております。</p> <p>3番目に、小川地区での集積の取り組みについてです。こちらは1名の出し手から計3筆の4,586㎡を1名の方に配分する計画となっております。</p> <p>最後に、早中地区での集積の取り組みについてです。こちらは23名の出し手から計148筆の205,675㎡の農地を1法人に配分する計画となっております。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局から農用地利用配分計画（案）について説明がありました。この件について、何かご質問はありませんか。</p> <p>質問も無いようですので、以上を持ちまして第9回 定例農業委員会の全てを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

10 番 安 藤 重 徳

11 番 矢 野 光 一